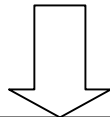


# NPOを考える

NPO法人「中小企業アイティー化支援協会」  
(JSITCA)

# NPOの定義

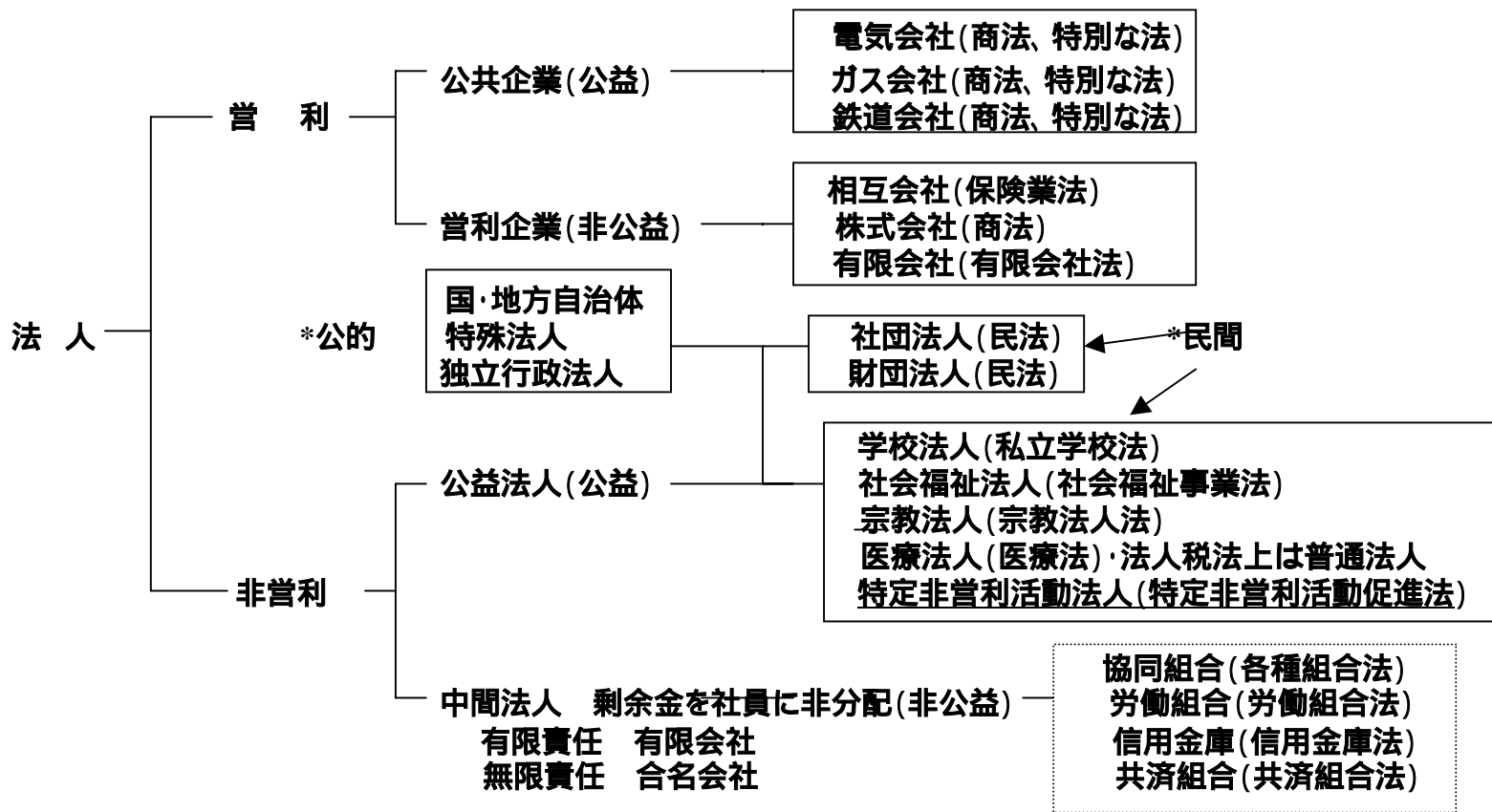
NPO (Non-Profit Organization : 非営利組織) とは、活動目的が利潤追求ではなく、利益(収支差額)の分配を法的に禁じられた民間の組織のことである。  
… と識者は定義している。



NPOとは公益法人からPTA等のボランティア組織も包含した概念ということになる。

従って、NPOとは単純に「特定非営利活動促進法」に規定するNPO法人を言うのではないことが理解できる。  
先ず、この点を整理する。

# 手に負えぬほど複雑で錯綜した法体系 = 全体把握は至難の業？ >



特殊法人 = 特別な法律により設立または設立すべきものとされる公団、公庫、事業団等  
 以上のほか、次の法人がある。  
 「認可法人」特別の法律に基づき民間の申請により所轄庁の認可を受け設立される協会、基金、組合等

規制強化の傾向が勝る公益法人と、法制面の規制緩和を体現した「特定非営利活動法人」とが共存している。

区 分	形 態	名 称	根 拠 法
民間企業	営利法人	株式会社	商法
第3セクター	地方公社	土地開発公社、福祉公社etc	特別法
広義のNPO	狭義の公益法人	社団法人、財団法人	民法
	広義の公益法人	学校法人、医療法人、福祉法人、宗教法人	個別法
	公益法人	生協、事業協同組合、etc	民法、個別法
	その他	労働組合、地縁団体(町内会・自治会)etc	個別法、地方自治法etc
狭義のNPO	特定非営利活動促進法人	NPO法人	特定非営利活動促進法
	人格のない社団	任意の市民団体	なし

(出典)NPOと法・行政 : ミネルヴァ書房: 一部改定

< 公益法人及び中間法人との違いを理解し、  
NPO法人本来の機能模索する。 >

「公益法人」と対比した  
「特定非営利活動促進法 = NPO」と「中間法人法 = 中間」

- 公益性 -

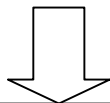
NPO = 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事を目的  
広義の公益性  
中間 = 社員に共通する利益を図る事を目的  
公益性なし

- 非営利 -

NPO = 非分配制約があるが、収益を特定非営利活動にあてるため、収益事業を行なえる  
中間 = 剰余金を社員に分配することを目的とできないが、収益事業は行なえる

- 所轄庁 -

NPO = 主務官庁の許可を必要としない  
中間 = 同上

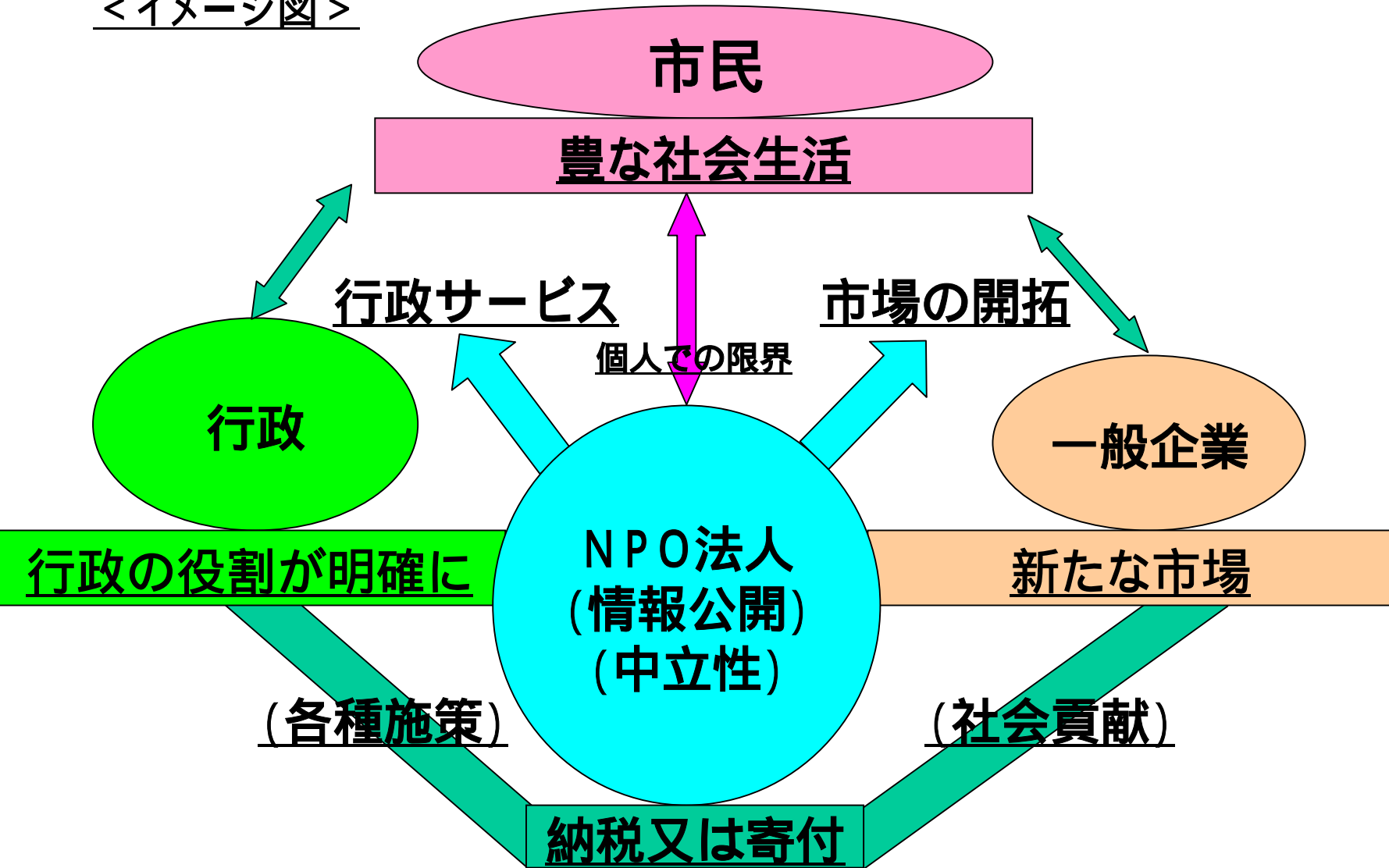


明確に区分できないところに立法と徴税との兼合いが見え隠れする！？

# NPO法人の成立

(アメリカではスラム街の整備がきっかけ)

<イメージ図>



# NPOの形態

## < 慈善型NPO > NPO

チャリティー

寄付(ドナー・ドニ -)

近年戦略的(企業とのコラボレーション)

## < 監視・批判型NPO > NPO / NGO

企業活動の監視・批判・要求

寄付

国際化(企業のグローバル化)

## < 事業型NPO > NPO法人

社会的サービス・調査・情報提供

事業収益

行政・企業とのコラボレーション

## 日本型NPO

“阪神・淡路大震災” “介護保険法案”

ボランティアの必要性

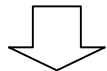
「特定非営利活動促進法」

特定非営利活動(NPO)法人

公益法人  
中間法人  
との兼ね合い?

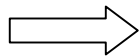
NPO法人は、収益事業も可能である。  
しかし、不特定多数の者の利益に貢献する為(社会貢献)には、と言う条件が付く。

NPO法人は所轄官庁に拘束されることなく、公益性を保持している為である。  
特定法人(寄付金の非課税規定)の可能性



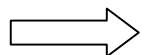
NPO法人は常にその身を律し、社会貢献を意識しなければならない。  
徹底的な情報公開と、協働する機関及び法人との相互評価が肝心である。

しかし単なるボランティア(無償)では組織維持に困難をきたす、  
きちんとした事業計画に基づく収益活動を行い、組織を維持しなければならない。



**継続は力なり！**

またその中立性を認識し、市民・行政・企業の各々が、  
WIN / WINの関係が保てるような市場を開拓し、事業を構築することも、  
NPO法人の使命である。



**市場形成 事業収益 納税及び寄付**

**= 確かな社会貢献**



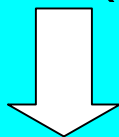
## 特定非営利活動法人とは

特定非営利活動(下記 )を行うことを主たる目的とする団体です。

別表に掲げる12分野の活動に該当する活動

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

(注)NPO法人の略称で、社会的に認知されていますが、  
NPO法人には、都道府県単位で活動(認証される)するものと、  
全国組織で活動(経済企画庁 = 内閣府の認証)するものがあります。



\* 中小企業アイティー化支援協会は、  
内閣府の認証を受け、社会教育の促進を図るという見地から、  
主として中小企業の活性化を目的に、全国組織で活動するNPO法人です。

(特定非営利活動促進法第2条)

## 会 計

### 「会計基準」

特定非営利活動法人会計の手引き

### 「会計の特徴」

複式簿記・発生基準・資金収支計算

### 正味財産増減計算重視型会計方式

(一取引二仕訳 = 収支計算、正味財産増減計算、  
及び貸借対照表計算を同時におこなう)

損益計算・・・規程なし

正味財産増減計算・・・規程なし

\*ただし、正味財産増減計算書(ストック式)を収支計算書と併記

収支計算・・・収支計算書

\*正味財産増減計算を併記

残高計算・・・貸借対照表及び財産目録

### 「監 査」

内 部 = 監事による業務監査・会計監査

外 部 = 公認会計士等の監査の義務無し

# 税 務 (法人税・法人住民税・法人事業税・消費税)

## 「概要」

課税については公益法人とみなす規程が適用される

収益事業については一般法人と同様に課税される

( \* 具体的には中小企業と同様の課税が適用される = 資本金・出資金“ゼロ” )

## 「収益事業の判定」

1. バザー等で物品販売      物品販売業に該当しない
2. 農産物等の加工販売
  - 不特定多数の者に対する販売      原則物品販売業に該当
  - 特定業者に売り渡す行為      物品販売業に該当しない
  - 作業場等を設置      物品販売業に該当
3. 出版業
  - 雑誌等の販売      出版業に該当
  - 会報(会員のみ)      収益事業に該当しない

4. 国、地方公共団体への席貸し 収益事業に該当しない
5. 会員等への席貸し 収益事業に該当しない
6. 会議、研修、展示会等(5.6.を除く) 席貸し業に該当
7. 慈善興業等 収益事業に該当しない (無報酬等で税務署長の確認を受けたもの)
8. 介護保険サービス すべて収益事業に該当

### 「税務手続き等」

収益事業を営まない

公益法人と見なす = 原則収支計算書を所轄税務署長に提出 (事業年度終了後4ヶ月以内)  
ただし、年間収入8,000万円以下の小規模法人は免除

収益事業を営む

一般法人と見なす = 収益事業開始日から2ヶ月以内に「収益事業開始届出書」を  
所轄税務署長に提出(青色申告承認申請は3ヶ月以内)

### 「その他の手続き等」

収益事業を営まない場合 法人住民税の免除申請を忘れずに